

和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、高等学校等に在学する高校生等がいる低所得世帯を対象に授業料以外の教育に必要な経費を負担する保護者等に対し、予算の範囲内で奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、保護者等の教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、その支給に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）又は高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱（令和2年4月1日文部科学大臣決定。以下「専攻科交付要綱」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（通知）（令和2年4月7日2文科初第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「高等学校等」とは、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（同条第3号の特別支援学校の高等部を除く。）及び専攻科交付要綱第2条に規定する高等学校等専攻科をいう。

2 この要綱において「高校生等」とは、法第3条に規定する就学支援金又は高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項に規定する学び直し支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部に在学する生徒であって、就学支援金の受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。第4条第2項において「学び直し支援金受給資格者」という。）及び専攻科交付要綱第2条に規定する高等学校専攻科に在学している者をいう。

3 この要綱において「保護者等」とは、法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。

4 この要綱において「生活保護受給世帯」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯をいう。

5 この要綱において「低所得世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯をいう。

（1）生活保護受給世帯

（2）道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

（3）家計急変による経済的理由から、推計される当該年度の年収見込額が当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯

6 この要綱において「道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」とは、世帯に属する保護者等（保護者等が2人以上いる場合は、その全員）が高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）第4条第2項第3号の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課されない者である世帯をいう。

7 この要綱において「国公立学校」とは、国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）又は独立行政法人（国立高等専門学校機構が設置する高等学校等をいう。）

8 この要綱において「私立学校」とは、国公立学校以外の高等学校等をいう。

9 この要綱において「番号法」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）をいう。

- 10 この要綱において「個人番号」とは、番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
(支給対象者)

第 3 条 給付金の支給対象となる者は、高等学校等に在学する高校生等の保護者等であって、和歌山県内に住所を有し、給付金の申請の日が属する年の 7 月 1 日（以下「支給基準日」という。）において、低所得世帯に属するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は給付金の支給対象外とする。
(1) 支給基準日において、高校生等のうち、高等学校等を休学している者の保護者等
(2) 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号）による措置費等の支弁対象となる高校生等（母子生活支援施設に措置されている高校生等を除く。）であって、見学旅行費又は特別育成費が支弁されている者の保護者等

(給付金の支給額等)

第 4 条 給付金の支給額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 給付金の支給の回数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高校生等（定時制、通信制又は専攻科の高等学校等に在学するものを除く。）1 人につき、年 1 回とし、通算 3 回（学び直し支援金受給資格者の場合は、通算 5 回）を上限とする。
(2) 定時制又は通信制の高等学校等に在学する高校生等 1 人につき、年 1 回とし、通算 4 回（学び直し支援金受給資格者の場合は、通算 6 回）を上限とする。
(3) 高校生等（専攻科の高等学校等に在学するものに限る。）1 人につき、年 1 回とし、通算 2 回（当該生徒の通う高等学校等専攻科の定める修業年限が 1 年の場合は 1 回）を上限とする。
(4) 新入学時に限り、4 月 1 日を支給の基準日として 4 月分から 6 月分に相当する金額（別表に定める支給額に四分の一を乗じた額）を早期支給することができる。
(5) 支給基準日以降、第 2 条第 5 項第 3 号に規定する世帯であると認められた場合に限り、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の 1 日を支給の基準日とし、支給の基準日以降の月数に応じて算定した金額を支給する。

(給付金の申請等)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書（別記第 1 号様式）を知事が別に定める日までに高等学校等の長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、県外の高等学校等に在学する高校生等に係る申請者は、高等学校等の長を経由せずにこれを行うものとする。

- 2 前項に規定する和歌山県高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）受給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 保護者等に係る市町村長が発行した道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税の有無を確認できる書類（以下「課税証明書類」という。）
(2) 支給基準日において、生活保護受給世帯（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号））第 36 条の規定により生業扶助を受給している世帯に限る。）である者にあっては、これを証する書類
(3) 支給基準日において、次のいずれかに該当する申請者にあっては、健康保険証の写しその他の扶養の事実が確認できる書類

ア 2人以上の高校生等（通信制及び専攻科の高等学校等に在学する者を除き、給付金の申請に係る高校生等（以下本項において「本人」という。）を含む。）を扶養する者

イ 本人のほか、中学生でなく、かつ、高校生等でない15歳以上23歳未満の兄弟姉妹が属する世帯であって、生活保護受給世帯に属さない者

(4) 本人が県外の高等学校等に在学する場合にあっては、支給基準日における在学等証明書（別記第2号様式）

(5) 家計急変により給付金を申請する場合、家計急変の事実が確認できる書類

3 第4条第2項第4号の規定により給付金を分割支給する場合の必要書類については、前項第1号から第4号の規定を準用する。

4 第6条の規定により給付金の支給の決定の通知を受けた者（以下「受給権者」という。）は、第1項及び第2項の規定により提出された書類に記載された事項のうち、次に掲げるものに変更が生じたときは、給付金申請事項変更届（別記第3号様式）を高等学校等の長を経由して知事に速やかに提出しなければならない。ただし、県外の高等学校等に在学する高校生等に係る申請者は、高等学校等の長を経由せずにこれを行うものとする。

(1) 住所

(2) 保護者等氏名及び生徒氏名

(3) 電話番号

(4) 給付金の支給の振込を受ける金融機関の口座の金融機関名、本支店名、種別、口座番号及び口座名義

（個人番号を利用した申請）

第5条の2 前条第1項に規定する申請には、個人番号を利用することができる。

2 前項の規定による個人番号を利用した申請においては、課税証明書類として、個人番号カードの写し等（番号法第2条第7項の個人番号カードの写しその他の書類をいう。以下同じ。）を貼付し、又は添付した同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙（別記第4号様式）を提出するものとする。この場合において、県外の高等学校等に在学する高校生等に係る申請には、同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号）第1条第1項各号に定める書類の写しも併せて貼付しなければならない。

3 前項の規定により個人番号カードの写し等の提出を行った者は、同項の規定にかかわらず、その提出後の申請において、個人番号カードの写し等を提出することを要しない。ただし、その提出における個人番号カード等の写しに記載された個人番号に変更があった場合は、この限りでない。

（支給の決定等）

第6条 知事は、第5条第1項の申請書を受理した場合は、支給の可否を決定し、給付金支給決定通知書（別記第5号様式）又は給付金不支給決定通知書（別記第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。ただし、県内の私立学校に在学する高校生等に係るものにあっては、高等学校等の長を経由してこれを行うものとする。

（給付金の支給）

第7条 知事は、受給権者に対し、給付金を前条に規定する支給の決定をした日の属する月の翌月末日までに支給するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 高等学校等の長は、保護者等から委任状（第7号様式）の提出を受けたときは、給付金を

代理受領し、当該保護者等から徴収する授業料以外の教育費に充てることができる。

(支給決定の取消し及び返還)

第8条 知事は、給付金支給決定者又は給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、第6条の支給の決定を取消し、又は既に受給した給付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）偽りその他不正の手段により給付金を受給しようとし、又は受給したとき。

（2）明らかに給付金を支給の目的以外の目的に使用したと認められるとき。

2 知事は、前項の規定による取消し又は返還命令を決定したときは、その旨を当該受給者に通知するものとする。ただし、県内の私立学校に在学する高校生等に係るものにあっては、高等学校等の長を経由して行うものとする。

(調査)

第9条 知事は、申請者及びその属する世帯の状況（生活保護受給世帯の状況、道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税状況その他知事が必要と認める事項をいう。）について、申請者の同意に基づき、関係機関への照会その他の必要な調査を行うことができる。

(個人情報の取扱い)

第10条 給付金に関する事務により知り得た個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 第5条の2第2項の規定により給付金の受給申請のために提出された個人番号は、当該受給の申請及び届出の事務以外のものに利用することができない。受給の申請及び届出の事務において生成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項の特定個人情報ファイルをいう。）についても同様とする。

3 前項に規定する以外の個人番号の保護については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）の定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

別表（第4条関係）

1 高等学校等（通信制及び専攻科を除く。）に在学する高校生等が属する世帯

世帯の区分	支給額（年額）	
	国公立学校	私立学校
1 生活保護受給世帯	32,300円	52,600円
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（3の世帯に該当する世帯を除く。）	84,000円	103,500円
3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯で、当該世帯に扶養されている2人目以降の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	129,700円	138,000円

備考 令和2年度においては、支給対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）に扶養されている

高校生等のオンライン学習に係る通信費として、当該経費を負担していることが確認できる書類又は確約書の提出を受けた場合、支給額に 10,000 円（支給基準日以降、第 2 条第 5 項第 3 号に規定する世帯であると認められた場合には、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の 1 日を支給の基準日とし、支給の基準日以降の月数に 1,000 円を乗じた金額）を加えた額を支給する。

2 高等学校等（通信制に限る。）に在学する高校生等が属する世帯

世帯の区分	支給額（年額）	
	国公立学校	私立学校
1 生活保護受給世帯	32,300 円	52,600 円
2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	36,500 円	38,100 円

備考 1 通信制の高等学校等に通う高校生等を含め、複数の高校生等がいる場合（生活保護受給世帯を除く。）には、通信制の高等学校等に通う高校生等にあっては全て 2 項の表世帯区分 2 の単価を用い、通信制及び専攻科以外の高校生等にあっては全て 1 項の表世帯区分 3 の単価を用いる。

2 令和 2 年度においては、支給対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）に扶養されている高校生等のオンライン学習に係る通信費として、当該経費を負担していることが確認できる書類又は確約書の提出を受けた場合、支給額に 10,000 円（支給基準日以降、第 2 条第 5 項第 3 号に規定する世帯であると認められた場合には、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の 1 日を支給の基準日とし、支給の基準日以降の月数に 1,000 円を乗じた金額）を加えた額を支給する。

3 高等学校等（専攻科に限る。）に在学する高校生等が属する世帯

世帯の区分	支給額（年額）	
	国公立学校	私立学校
1 生活保護受給世帯若しくは保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯	36,500 円	38,100 円

備考 令和 2 年度においては、支給対象世帯（生活保護受給世帯を除く。）に扶養されている高校生等のオンライン学習に係る通信費として、当該経費を負担していることが確認できる書類又は確約書の提出を受けた場合、支給額に 10,000 円（支給基準日以降、第 2 条第 5 項第 3 号に規定する世帯であると認められた場合には、申請のあった月の翌月（申請のあった日が月の初めである場合は、申請のあった月）の 1 日を支給の基準日とし、支給の基準日以降の月数に 1,000 円を乗じた金額）を加えた額を支給する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行し、令和元年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度分の給付金から適用する。